



●平成 25 年度の介護保険料率に変更になります。

※（健康保険料率は、昨年度と変更ありません）

2/15 開催の健康保険組合組合会にて、介護納付金の大幅な増加から、平成 25 年度の介護保険料率を1.20%から1.30%に変更することが決まりました。

25 年度の介護保険料率の変更は、4 月分の給与から適用になります。

協会けんぽと比べた保険料率表

	富山自販健保	【参 考】 協会けんぽ（富山）	協会けんぽと 比べたメリット
健康保険料率	8.80% (昨年度 8.80%)	9.93% (昨年度 9.93%)	△1.13%
介護保険料率	1.30% (昨年度 1.20%)	1.55% (昨年度 1.55%)	△0.25%

●被保険者証に変更があった場合の届出はお忘れなく！！

3～4 月は就職等で被扶養者の異動の一番多い時期です。

被扶養者が健康保険に加入された場合は、健康保険の被扶養者ではなくなりますので、5 日以内に「健康保険被扶養者異動・変更届」に記入・捺印の上、被保険者証（遠隔地証）を添付し、健康保険組合へ提出してください。

又、ご本人が会社を退職した場合・退職後任意継続をしていたが、資格が切れたというような場合は、速やかに保険証を返納くださいますようお願いいたします。

※ 資格喪失日（扶養削除日）以降に被保険者証を使用すると、総医療費の 7～9 割（健保組合負担分）を返納していただくことになります。

※ 新しい被保険者証がお手元にないときでも、資格喪失後（扶養削除後）の被保険者証は使用できません。医療機関へ被保険者証が変更になったことをお伝えいただき、全額負担した場合には、新しく加入された健康保険（国保・就職先の健康保険等）へ「療養費」の請求をしてください。

被扶養者の異動があった場合は、早めに届出ください。



●平成 25 年度の健康保険組合の実施事業について(概要)

(疾病予防に関する事業)

- 人間ドック・・・・・・・・・・35 歳以上の被保険者・被扶養者を対象(自己負担あり)
- 脳ドック・・・・・・・・・・40 歳以上の被保険者・被扶養配偶者を対象(自己負担あり)
- 巡回バス検診 (自己負担なし)
 - { 被保険者・・・・・・・・25 歳以上 35 歳未満又は35 歳以上のドック未受検者を対象
 - { 被扶養者・・・・・・・・40 歳以上の被扶養者(ドック未受検者)を対象

(保健指導に関する事業)

- 保健師の巡回訪問・・・・・・・・特定保健指導に該当した被保険者・被扶養者を対象に保健師が訪問させていただきます。
- 医療費通知の配付・・・・・・・・病院でかかった医療費を年 2 回通知させていただきます。
- ジェネリック医薬品の差額通知・・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額効果をお知らせします。
- 赤ちゃんとママの送付・・・・初めて出産された被保険者・被扶養者に育児に関する冊子を送付します。
- 健康優良者表彰・・・・・・・・病院にかからず健康であった方を表彰します。(5,10 年目)

●保険証を大切に保管してください。

最近、被保険者証の紛失等による「保険証の再交付願い」が多く見られます。
被保険者証は、組合より発行している証明書で、病院にかかる際に資格の確認や身分を証明するものですので、大切に保管いただくようお願いいたします。



●組合のホームページで健康保険に関する情報を見てくださいませんか？

- 給付申請書等の用紙等もweb 上でダウンロードできます。

組合ホームページURL <http://www.tyjihan.jp/>

※ホームページへのアクセスには、ログインID・パスワードが必要になりますので、下記のID・パスワードを入力してください。

ID	tomiji
パスワード	06160402

